

36. 物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する 推奨リストについて

OUTLINE OF THE RECOMMENDED LISTS PERTAINING TO SPECIFICATIONS AND QUALITY OF GOODS THAT HAVE MINIMAL ENVIRONMENTAL IMPACT

苦瀬雅仁* ・ 鈴木雅之* ・ 阿部 淳**

Masahito KUSE , Masayuki SUZUKI , Jun ABE

ABSTRACT; One of the important themes detailed in The Action Plan For Greening Government Operations (cabinet decision in June, 1995) is the promotion of greening government purchasing by creating recommended product bland lists. These recommended lists promote green procurement by encouraging incorporation of environmental considerations in the conventional government procurement process.

KEYWORD; The Action Plan For Greening Government Operations, Green Purchasing, GPN

1. 経緯等

1.1【政府の役割・取組】

1.1環境基本計画、率先実行計画の策定

平成5年11月、持続的発展が可能な社会の構築などを基本理念として盛り込んだ環境基本法が公布、施行され、また、平成6年12月には、同法の理念を受けて、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として『環境基本計画』が閣議決定された。この計画では、国のみならず、地方公共団体、事業者、国民、民間団体が、それぞれの立場に応じて公平に役割を分担し、自主的積極的に環境保全活動を行うことによって、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会をつくることを目指している。

特に国は、各種の財・サービスの購入、使用や建築物の建築・管理など、通常の経済活動の主体として我が国に占める位置は極めて大きく、国自らがその経済活動に際して環境保全活動を行うことによる環境負荷の低減が大きく期待されるとともに、地方公共団体や事業者、国民などの自主的積極的な行動を求めていくためにも、国自らが率先して事業者・消費者としての環境保全活動を実行する必要がある。

このため、政府は、環境基本計画に基づき平成7年6月に「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」（以下「率先実行計画」という。）を閣議決定した。

率先実行計画では、財やサービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理、その他行政事務に当たっての環境保全への配慮などについて、政府が経済活動を実行していく上での目標や取組内容等を具体的に明らかにしているが、この計画の中の一つの重要な課題として、政府が物品等を調達する際に、生産・使用・廃棄の各段階において、可能な限り環境に与える負荷の少ない製品の選択を図る、いわゆるグリーン調達という考え方を打ち出している。国自らがグリーン調達を率先して推進していくことの意義は、環境保全施策を推

* ; 環境庁企画調整局環境計画課 Strategic Environmental Planning Devison, Planning and co-ordination Bureau, Environmental Agency, ** ; 北海道環境生活部環境室環境政策課 Environmental Policy Planning Devison, Office of Environmental Affairs, Department of Environment and Life Style, Hokkaido Prefecture Government

進し、地方公共団体等の自主的積極的行動を求める国自らの責務として必要であるとともに、環境負荷の少ない製品を普及させ、環境負荷を低減させていくための有効な手段であると位置付けられる。

1.2 国内外の動向

近年、国内外でグリーン調達やグリーン購入に関する取組が活発化している。海外では、アメリカ、カナダ、ドイツ、北欧等において政府レベルでのグリーン調達が進められ、また、民間レベルでも、例えば、アメリカなどでは官民一体型のネットワーク組織がグリーン購入を推進し、再生品市場の拡大やリサイクルの普及等に努めているところである。国内では、滋賀県、東京都などの一部の地方公共団体において、環境保全型製品を積極的に購入することを目的とした製品リストや購入のためのガイドライン等の作成が実施されており、さらに、平成8年2月には、環境への負荷ができるだけ少ない製品やサービスの普及等を目的として、企業、行政機関、民間団体等の各主体が参加するゆるやかなネットワーク組織である「グリーン購入ネットワーク」(GPN)が設立され、独自にグリーン購入についての基本原則や品目毎のガイドライン、製品に関する環境情報データブックを作成するなど、民間レベルでの取組が積極的に進められている状況にある。

1.3 政府部内における検討

国自らがグリーン調達を推進していくことは、環境保全の施策を進め、地方公共団体や事業者、国民の自主的・積極的行動を求める国自らの責務として必要であるとともに、環境負荷の少ない製品を普及させ、環境負荷を低減していくための手段として、以下のような点で有効かつ重要な施策である。

- ① 経済活動の主体として国の消費支出額は大きく、国が環境保全に関する行動を実行することによる環境負荷の低減効果は大きいこと。(最終消費支出における公的部門の割合は約10%、国は全体の約2%を占める。)
- ② 政府がグリーン調達の方針を明確にし、これを実行することは、グリーン調達の流れを明らかにすることとなり、需要者である地方公共団体、事業者、国民が環境負荷の少ない製品を購入しようとする取組を促進するものとなること。
- ③ 同時に供給者である事業者側に対しても、今後グリーン調達に向かう流れを明らかにすることとなり、供給者側の環境負荷の少ない製品の開発・供給を促進するものであること。

このグリーン調達を推進していくために、率先実行計画では、「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」(以下「推奨リスト」という。)の策定を平成8年度末までに検討することが定められており、政府においてもこれを受けて、平成9年3月には環境基本計画推進関係省庁会議(23省庁で構成。環境庁が事務局)において推奨リストの在り方が決定された。この中では、推奨リストの構成と基本原則が明らかにされるとともに、紙類、文具、機器、家電製品、OA機器、公用車等の6分野に関する分野別ガイドライン及び個別製品リストについて、早期の策定に向けて引き続き調査・検討することが決定されたところである。その後、この決定に基づき、環境基本計画推進関係省庁会議において、引き続き調査・検討が進められてきた結果、平成10年1月に上記6分野のうちの3分野4品目(紙類(情報用紙、印刷用紙)、OA機器(コピー機)、公用車等(自動車))の環境配慮に係る分野別ガイドライン及びそれに基づき個別製品リストを策定していくための当面の制度の在り方等が決定された。さらに、これを受けて、個別製品リストの作成に関する申請手続等推奨リスト制度の実施要領を環境庁において具体的に定め、グリーン調達を進めていくための新たな仕組みがスタートしたところである。

2. 推奨リスト制度の概要

2.1 本制度の意義

物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト制度とは、本年1月の環境基本計画推進関係

省庁会議における決定を受けて、環境庁において定めた「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト制度実施要領」（平成10年3月23日環境庁告示第7号）に基づき、国の物品等の調達に当たって参考とする個別製品リストの作成に関し、分野別ガイドラインにおいて示された一定の要件を満足する製品の製造・販売等を行う事業者から、それらの製品についての個別製品リストへの掲載を受け付け、これをもとに個別製品リストを作成し、これを国の関係機関に通知することはもとより広く一般にも公表することを主要内容とするものであり、環境負荷の少ない物品等の調達を促進することを目的とするものである。

推奨リストの定義は、平成9年3月に決定した推奨リストの在り方及び基本原則に定められているとおりであるが、その概要は図－1のとおりである。

本制度は、従来は主として「価格」や「品質・機能」の観点に重点がおかれていた政府の物品等の調達に、新たに「環境配慮」の視点を明確に加えていくようにするため、政府が調達する物品の製品分野別に、環境への配慮の方針と製品に関する環境

配慮情報を併せて示し、これらを物品等の調達の際に参考とすることで環境に与える負荷の少ない製品の選択を極力図っていくものである。

なお、推奨リストを参考とした政府の物品等の調達は、所定の予算や会計法令上の一定の制約の下で、また、WTO政府調達協定や「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づく「中小企業者に対する国等の契約の方針」に反することのない範囲で行われるものであり、このことは基本原則においても「推奨リストの性格」として、次のとおり明確に位置付けられているものである。

- ① 推奨リストは、国の各行政機関が物品等を調達する際に、参考とし、極力尊重するものである。（物品調達の内容を強制するものではない。）
- ② 推奨リストは、経済社会状況の変化や技術的な進展、新たな知見によって適宜見直しの検討を行い、必要に応じて改訂するものである。
- ③ 推奨リストは、国の各行政機関を対象とするが、併せて、地方公共団体や事業者、国民など様々な主体がこれを参考とすることを期待するものである。

2.2分野別ガイドラインの概要

分野別ガイドラインの定義は上記のとおりであるが、その作成に当たっての基本的な考え方は次のとおりである。

① 環境ラベル等の既存の方針や基準の活用

分野別ガイドラインの作成に当たっては、国内外における環境に配慮した製品の指針や基準等に十分留意する。また、環境ラベル事業等により、製品の製造、販売、購入に対する働きかけを行っている例（国内ではエコマークやグリーンマーク、国際エネルギースターロゴ、グリーン購入ネットワークのガイドライン等、海外ではアメリカ合衆国における包括的物品調達ガイドライン等）があることを勘案し、これらの公正かつ適正な指針や基準等を参考とする。

【推奨リストの定義】

推奨リストは、基本原則、分野別ガイドライン及び個別製品リストから構成され、以下のように定義されている。

【基本原則】

率先実行計画に基づき、推奨リストの意義、性格及び分野別ガイドライン作成の基本的考え方を示したもの。

【分野別ガイドライン】

紙類、文具、機器、家電製品、OA機器、公用車等の製品分野別に、環境への配慮の方針を示したものであり、個別製品リストにおいて示すべき環境配慮情報の内容を規定するもの。

【個別製品リスト】

分野別ガイドラインに基づき、製品の環境配慮情報を示したもの。

図－1 推奨リストの定義

② ライフサイクルへの配慮

○ 分野別ガイドラインの作成に当たっては、資源採取から廃棄までの製品のライフサイクル全体にわたる環境配慮がなされていることを考慮する。各配慮事項は、ライフサイクルの一つの段階で終わるものではなく、例えば、製品の省エネルギーについて考慮する場合、生産・流通にかかるエネルギー消費から製品使用時のエネルギー消費、リサイクルや処理・処分時のエネルギー消費まで、製品のライフサイクル全体にわたるものである。

○ 分野別ガイドラインでは、率先実行計画において示されている、生産段階、使用段階、廃棄段階の各段階を通じた環境負荷の少ない製品の選択といった観点を基本とする。

今般作成した3分野4品目に係る分野別ガイドラインにおいては、製品に関する環境への配慮の観点から着目すべき情報の内容について規定するとともに、当該情報の内容と環境への負荷との関係についてわかりやすい解説を付すこととした。具体的には、対象品目別に個別製品リストに掲載すべき環境配慮情報を示すこととし、特に考慮すべきものについて

は、既存の方針や基準を活用した客観的尺度を満たすことを個別製品リストへの掲載条件とするとともに、それ以外のその他の環境配慮情報も併せてガイドラインに示すこととしたところである。

3分野4品目の分野別ガイドラインにおける個別製品リストへの掲載条件の概要は表－1のとおりである。

2. 3個別製品リストの概要

上記の製品分野に属する製品の製造・販売等を行う者で、分野別ガイドラインに規定される個別製品リストへの掲載条件となる環境配慮情報の内容を満足する製品を個別製品リストへの掲載を希望する者は、その責任において、所定の手続に従って環境庁へ個別製品リストへの掲載を申請することができる。（申請に係る手数料等は無料。）

環境庁においては、提出された書類等に関し所定の審査（書面審査）を行い、原則として申請内容をそのまま掲載した

品 目 名	掲 載 条 件 の 内 容
情報用紙	○ コピー用紙については、古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。なお、古紙配合率については平成12年度末を目途に100%とする。
	○ フォーム用紙については、古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。
印刷用紙	○ 微塗工印刷用紙及び塗工印刷用紙については、古紙配合率50%以上であること。なお、平成12年度末を目途に70%以上とする。
	○ 非塗工印刷用紙については、古紙配合率50%以上かつ白色度70%程度以下であること。なお、古紙配合率については平成12年度末を目途に70%以上とする。
コピー機	○ コピー速度毎に、低電力モードにおける消費電力等について所定の基準を満足すること、かつ、再生紙に対応可能であること。
自動車	① 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車又はハイブリッド自動車であること。
	② ①以外の自動車では、排出する窒素酸化物、粒子状物質について所定の基準を満たすこと。

表－1 個別製品リストへの掲載条件（概要）

個別製品リストを作成し、国の各機関に配布するとともに、広く一般にも公表する。今回の個別製品リストへの掲載申請は、本年3月下旬から開始しており、当面の制度発足時は受付開始後2ヶ月間に受け付けた製品を個別製品リストとして取りまとめたものについて印刷製本し、国の各機関等に配布する予定である。なお、2カ月経過後も、掲載申請は随時受け付け、所定の審査ののち、個別製品リストへ順次追加していく。

3 今後の方針等

3.1 実行システムの確立

本制度を適正に運営していくためには、調達の対象となる製品に関する環境配慮についての正確な情報を

いかに的確に収集するか、また、入手した情報を物品の調達者、製造業者・納入業者等に的確に提供していくかが重要なポイントであり、そのために、本制度を運営していくために必要な実行システムを確立する必要がある。特に、インターネットが広く一般に普及した今日、製品に関する申請、情報の提供に関しては、インターネット等電子媒体を活用したシステムの構築が必要であり、そのために必要な体制の整備を現在検討しているところであり、可及的速やかに実施に移す予定である。

3.2本制度に関する普及啓発等

現在、個別製品リスト作成のための作業を順次進めているところであるが、今後、実際の調達担当者に広く本制度の趣旨等を普及させていく必要があり、6月以降、国の各機関の職員等を対象とした推奨リストの意義や利用方法等についての説明会等を開催し、環境負荷の少ない物品等の調達の一層の推進を図る。